

食品科学奨励金募集要項

一般財団法人 東洋水産財団

1. 本財団法人の目的と事業

本財団法人は、食品科学に関する学術研究を奨励援助し、もって国民生活の向上と学術研究の発展に寄与することを目的としています。(定款第3条)

この目的を達成するため、応募内容に関する理事会の厳正な審査の後、採択された団体及び個人に対し食品科学奨励金を贈呈いたします。

2. 応募資格と研究分野

当食品科学奨励金の応募資格は、他の団体から、当該奨励に係る事業について寄付金等を受けていないことを条件に、下記区分に該当する者を応募対象とします。

(区分)

- (1) 食品科学に関する講演会の開催並びにその開催の補助
- (2) 食品科学に関する研究の成果の刊行、並びにその刊行の補助
- (3) その他、食品科学奨励金交付規程第2条を達成するために必要な事項

3. 食品科学奨励金の内容と金額

団体及び個人へ上記区分で該当する申請金額を贈呈します。

※注意事項

- ・講演会で発生する費用の申請団体所属者への謝礼金を支出することはできません。
- ・刊行の為の研究費用を支出することはできません。
- ・販売目的とする刊行物へ贈呈することはできません。
- ・申請書の使途予定から20%以上の変更は認められません。
- ・申請金額から残金が発生した場合は返金となります。

4. 申込手続・提出資料

(1) 申込には必ず本財団法人所定の応募申込書を使用してください。

用紙は以下よりダウンロード可能です。

一般財団法人東洋水産財団ホームページ <http://www.toyosuisanzaidan.or.jp>

5. 申込書の記入方法

- (1) 所定の申込書に黒色インクにてご記入ください。
- (2) 申込書は1件につき1通としてください。

6. 申請書の提出・問い合わせ先

〒108-0075 東京都港区港南 2-13-40 東洋水産(株)内

一般財団法人 東洋水産財団

e-mail: toyosuisan_zaidan@maruchan.co.jp

7. 選考および決定通知

理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知いたします。

8. 食品科学奨励金贈呈方法

採択された応募者には、決定通知書を発送後、所属の団体口座(個人口座は不可)へ振り込みを行います。

9. 受贈者の本財団法人に対する義務

(1) 講演会もしくは刊行の完了後、速やかに本財団所定の食品科学奨励_結果(経過)報告書をご提出ください。

また、講演会もしくは刊行物には、本財団法人(英文表記は THE TOYO SUISAN FOUNDATION)からの助成によることを明記してください。

(2) 講演会もしくは刊行の完了後、速やかに本財団所定の使途報告書と領収書コピーをご提出ください。

(3) その他、当財団のホームページに掲載されている食品科学奨励金交付規定をご確認下さい。

以 上